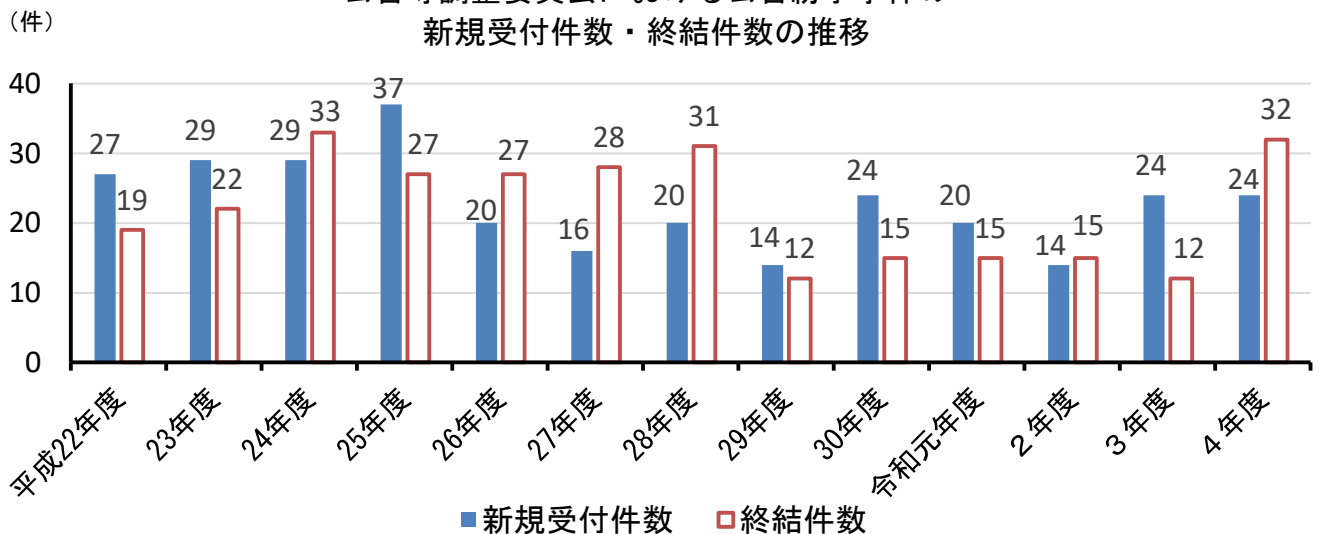


公害紛争の処理状況

➡ P 1 ~ 8

令和4年度	【係属】 72件	〔うち【繰越し】 48件 【新規受付】 24件〕	【終結】 32件
うち裁定事件	【係属】 68件	〔うち【繰越し】 47件 【新規受付】 21件〕	【終結】 30件

公害等調整委員会における公害紛争事件の
新規受付件数・終結件数の推移



公害紛争の近年の特徴

➡ P 9

① 都市型・生活環境型の公害紛争

飲食店等の事業施設の運営や老朽建物の建替・宅地造成工事等に起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音、悪臭、振動など身近な生活環境被害を訴える事件が目立つ。

② 裁定事件の割合が高い

令和4年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割

③ 騒音をめぐる事件の割合が高い

令和4年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約6割

係属中の事件例 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

【申請人】：東京都など7都府県の住民153人

【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社

【申請理由】：

- 申請人ら（東京都など7都府県の「自動車NOx・PM法対策地域」に居住する住民153人で、公害健康被害補償法の認定を受けていないもの）が、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人たる自動車メーカー7社が、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造・販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであるため。
- 被申請人国（代表者環境大臣）は、自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、申請人らに上記被害を生じさせているため。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計1億5300万円の支払

【事件の処理経過】：

裁定委員会を設け、関係者多数のため、あらかじめ複数回の期日を指定し、大人数収容可能な会場を確保の上、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

終結した事件例 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

【申請人】：埼玉県新座市の住民6人

【被申請人】：東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社

【申請理由】：被申請人の運営する入浴施設からの騒音により、精神的苦痛を受けているため。

【調停を求める事項】：

(1) 被申請人は、騒音※について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講ずること。

※ ①露天風呂からの人の声等、②露天風呂のテレビや滝の音、③北側室外機の音、④入浴施設のBGMや店内放送、⑤排水・排気の音、⑥車のアイドリング音、⑦夜間工事の騒音

(2) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

【事件の処理経過】：

○ 調停委員会を設け、専門委員を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するとともに、調停期日を7回開催

○ 第8回調停期日において、調停が成立し、本事件は終結

(注) 申請人からの調停申請は、埼玉県知事に対して行われ、申請を受けた埼玉県知事が、県際事件として、連合審査会の設置について東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、公害等調整委員会に移送された事件

都道府県・市区町村との連携

⇒ P 18～22

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
 令和4年度 【係属】 69件

{	うち【繰越し】 40件	}
	【新規受付】 29件	

 【終結】 31件
- ② 都道府県・市区町村への支援
 公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等ブロック会議等において情報交換・意見交換を実施
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
 令和3年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約7万4千件

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 24～26

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
 令和4年度 【係属】 2件

{	うち【繰越し】 2件	}
	【新規受付】 0件	

 【終結】 2件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答
 令和4年度 【係属】 14件

{	うち【繰越し】 7件	}
	【新規受付】 7件	

 【終結】 11件

終結した事件例 あくみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字 ひじまがり 臂曲地内の
 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

【申請人】 : 採石業者
 【処分庁】 : 山形県知事
 【原処分】 : 処分庁は、申請人からなされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不認可処分を実施

【事件の概要】 : 申請人は、原処分は違法なものであるとして申請

【事件の処理経過】 :

裁定委員会を設け、専門委員を選任するとともに、審理期日を9回開催するなど手続を進め、令和4年6月23日付けで、申請人の申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

【参考】 公害等調整委員会の概要

1 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

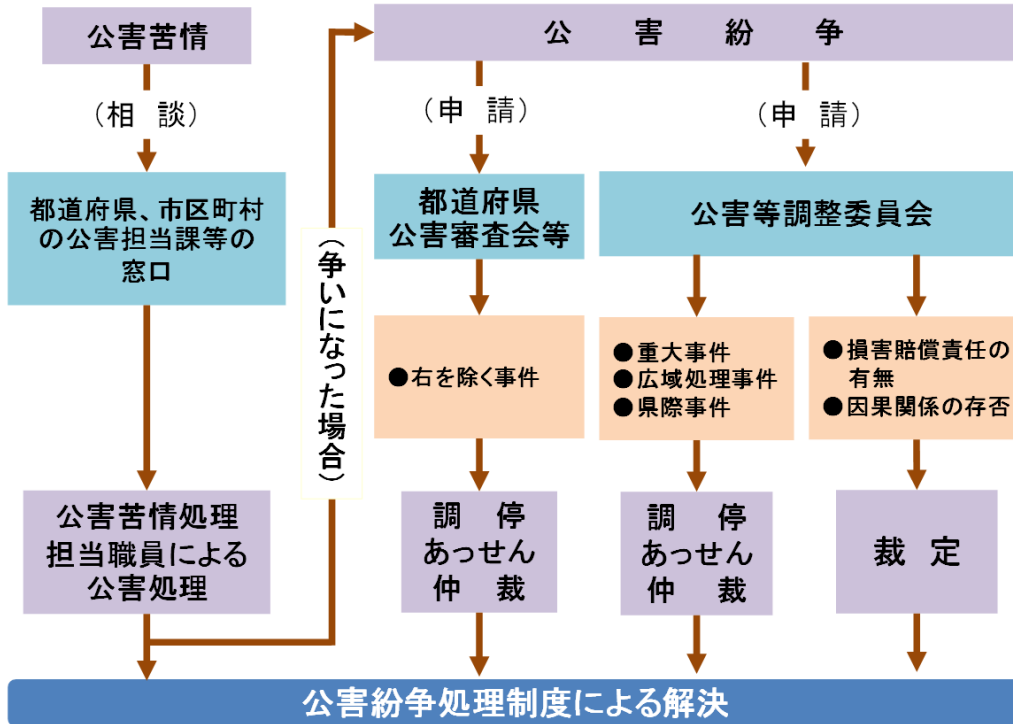
2 委員構成

- ・ 委員長1名、委員6名 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- ・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。
※ 調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成

3 任務

(1) 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



ア 裁定

<責任裁定>

損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う手続

<原因裁定>

加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う手続

イ 調停

調停案を提示するなど、双方の互譲による合意を促して、紛争の解決を図る手続

【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

(2) 土地利用調整

- ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
- イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

- 年次報告は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するもの